

取扱  
期間

令和8年3月31日まで

# 短期継続

## サポート融資保証

月々の返済不要！  
中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰りを全力サポート



1年間の  
短期一括返済



保証金額  
最大**1億円**  
(一般枠は5,000万円)



最長**10年間**  
継続利用可能  
(一般枠は最長5年間)

### 金融機関 連携枠

保証料率を  
一律 **0.10%** 引き下げ

経営改善計画※の計画期間中は  
さらに **0.10%** 引き下げ

最大 **0.20%**  
引き下げ↓

※協会が実施する専門家派遣事業により策定された経営改善計画に限る

### 「短期継続サポート融資保証」とは

「短期継続サポート融資保証」は、一括返済の短期資金を1年ごとに借り換えし、最長10年間（一般枠の場合は5年間）継続できる保証制度です。取扱要件が満たされていれば、最長10年間（5年間）、分割弁済なしでご利用いただけるため、毎月の返済負担を気にせず事業に取り組んでいただくことが可能です。

借換

借換

借換

初回  
1年

継続  
1年

...

継続  
1年

期間満了時には  
(1) 期日一括返済  
(2) 他の保証制度での借換  
(3) 条件変更

最長10年間（一般枠は5年間）継続可能



地域とともに、未来を紡ぐサポーター

富山県信用保証協会

〒930-8565

富山市総曲輪2丁目1番3号 富山商工会議所ビル内

TEL 076-423-3171 FAX 076-493-0829

<https://cgc-toyama.or.jp>



	金融機関連携枠	一般枠																																																	
取扱期間	令和8年3月31日まで																																																		
申込人 資格要件	(1) 取扱金融機関における与信取引が1年以上あること。 (2) 保証申込時において、1年以上継続して保証対象事業を行っていること。 (3) 保証申込直前期の決算において、CRD（中小企業信用リスク情報データベース）区分が3以上であること。	・法人の場合 (1) 取扱金融機関における与信取引が1年以上あること。 (2) 1期以上の決算を行い、保証申込直前期の決算において、原則として経常利益を計上していること。 (3) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。 ・個人事業者の場合 (1) 取扱金融機関における与信取引が1年以上あること。 (2) 1期以上の青色の確定申告を行い、申込直前期の青色申告特別控除前所得が200万円以上を計上していること。 (3) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと。																																																	
保証限度額	100万円以上1億円以内（一般枠との合算限度） ※1企業2口（1金融機関1口）まで。 ※初回時の保証限度額は申込直前期の決算における平均月商の3か月以内。 ただし、プロパー融資残高がある、または本件と同時にプロパー融資を実行する場合は、平均月商の5か月以内。	100万円以上5,000万円以内（1企業1口まで） ※初回時の保証限度額は申込直前期の決算における平均月商の2か月以内。																																																	
保証期間	1年以内（最大9回まで継続可能）	1年以内（最大4回まで継続可能）																																																	
対象資金	運転資金（借換のみの資金も可）	運転資金																																																	
貸付形式	手形貸付、証書貸付、当座貸越																																																		
貸付利率	金融機関所定利率																																																		
返済方法	手形貸付、証書貸付...期日一括返済 当座貸越...約定返済、随時返済いずれも可																																																		
保証料率	<b>金融機関連携枠</b> ※有担保割引は対象外																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手形貸付、証書貸付</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td><b>事業者負担</b></td> <td>-</td> <td>-</td> <td><b>1.45</b></td> <td><b>1.25</b></td> <td><b>1.05</b></td> <td><b>0.90</b></td> <td><b>0.70</b></td> <td><b>0.50</b></td> <td><b>0.35</b></td> </tr> <tr> <td>当座貸越</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1.32</td> <td>1.15</td> <td>0.98</td> <td>0.85</td> <td>0.68</td> <td>0.51</td> <td>0.39</td> </tr> <tr> <td><b>事業者負担</b></td> <td>-</td> <td>-</td> <td><b>1.22</b></td> <td><b>1.05</b></td> <td><b>0.88</b></td> <td><b>0.75</b></td> <td><b>0.58</b></td> <td><b>0.41</b></td> <td><b>0.29</b></td> </tr> </tbody> </table>		区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	手形貸付、証書貸付	-	-	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	<b>事業者負担</b>	-	-	<b>1.45</b>	<b>1.25</b>	<b>1.05</b>	<b>0.90</b>	<b>0.70</b>	<b>0.50</b>	<b>0.35</b>	当座貸越	-	-	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	<b>事業者負担</b>	-	-	<b>1.22</b>	<b>1.05</b>	<b>0.88</b>	<b>0.75</b>	<b>0.58</b>	<b>0.41</b>
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																										
手形貸付、証書貸付	-	-	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																										
<b>事業者負担</b>	-	-	<b>1.45</b>	<b>1.25</b>	<b>1.05</b>	<b>0.90</b>	<b>0.70</b>	<b>0.50</b>	<b>0.35</b>																																										
当座貸越	-	-	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39																																										
<b>事業者負担</b>	-	-	<b>1.22</b>	<b>1.05</b>	<b>0.88</b>	<b>0.75</b>	<b>0.58</b>	<b>0.41</b>	<b>0.29</b>																																										
	<b>一般枠</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手形貸付、証書貸付</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>当座貸越</td> <td>1.62</td> <td>1.49</td> <td>1.32</td> <td>1.15</td> <td>0.98</td> <td>0.85</td> <td>0.68</td> <td>0.51</td> <td>0.39</td> </tr> </tbody> </table>		区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	手形貸付、証書貸付	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	当座貸越	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39																			
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																										
手形貸付、証書貸付	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																										
当座貸越	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39																																										
保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。																																																		

金融機関連携枠は  
通常より **0.10%引き下げ!**

協会が実施する専門家派遣事業により  
策定された経営改善計画の期間中は  
さらに **0.10%引き下げ!**

- ご継続時には**
- ・継続時の直近決算において、金融機関連携枠については平均月商の3か月分または5か月分、一般枠については2か月分の金額が初回時の保証金額を上回っている場合、その上回る金額を限度とした増額の申込が出来ます。
  - ・金融機関連携枠（初回時の保証金額が平均月商の3倍超の場合）は継続の保証申込時において、プロパー融資残高が必要です。  
※次のような場合には継続出来ないことがあります。
    - 資格要件に該当しない場合
    - 著しい社外流出など本保証が目的に反して利用された場合
    - 業績悪化など将来的な見通しが困難となった場合
    - 保証利用の要件を満たさなくなった場合 など

このパンフレットは保証制度の内容をお知らせするものであり、信用保証、ご融資をお約束するものではありません。  
金融機関および信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。

お問い合わせ 保証推進部 保証課  
☎ 076-423-3176

経営支援室  
経営サポート課・創業支援課  
☎ 076-403-5816



LINE公式アカウント  
お友だち募集中!

